山梨県公立学校中堅教諭等資質向上研修実施要項(素案)

1 目 的

この実施要項は,教育公務員特例法第24条の規定に基づき,山梨県公立学校中堅教諭等資質向上研修(以下「中堅研修」という。)の実施について定めたものである。

2 対象

中堅研修の対象となる者(以下「中堅研修対象者」という。)は,国立及び公立の小学校,中学校,高等学校,特別支援学校の教諭のうち,国公立又は私立学校で教諭としての採用日からの年数が10年に達した者とする。

3 実施内容

中堅研修は,山梨県教員育成指標における第2ステージの指標達成を目的として実施し,対象者は以下の2つの研修を受講するものとする。

- (1) 採用日から10年が経過した日の翌日から5年以内に,総合教育センター等における必修研修を受けるものとする。
- (2) 採用日から10年が経過した日の翌日から原則として1年以内に,主として所属校内において, 校長等の下,実際の授業実践を通した授業研究や教材研究,特定課題研究等の研修を20日間程度 行うものとする。

4 実施方法

- (1) 所属校の校長は,中堅研修対象者の自己評価あるいは意見を参考にしながら,能力,適性等を評価した評価票を作成し,それに基づいて研修計画案を作成する。
- (2) 校長から提出された評価票及び研修計画案が,中堅研修対象者個々の資質・能力の向上や得意分野を伸ばすものとなるよう,県教育委員会は必要な調整を行い,対象者個々の研修計画を決定する。
- (3) 校長は,研修終了後に個々の中堅研修対象者の能力,適性及び研修成果等を再評価し,再評価票 を作成するとともに,その結果を以後の研修に反映し,対象教員の指導力向上に努める。

5 実施主体等

中堅研修は,市町村(組合)教育委員会の協力を得て,県教育委員会が実施する。

6 実施体制

校長は、中堅研修対象者の研修実施にあたり、適宜適切な指導及び助言とともに評価を行う。

7 校内体制

- (1) 校長は,中堅研修対象者が総合教育センター等における研修を受けるにあたり,授業等の校務に 支障が生じないよう配慮すること。
- (2) 校長は研修実施にあたり、学校全体としての協力体制を確立すること。

8 提出書類等

- (1) 校長は,研修実施前に評価票及び研修計画案の作成を行い,所管する教育委員会に提出する。
- (2) 市町村(組合)教育委員会は,所管する学校から提出された評価票及び研修計画案を県教育委員会 に提出する。
- (3) 校長は,研修終了後,対象者に係る再評価票を作成し,所管する教育委員会に提出する。
- (4) 市町村(組合)教育委員会は,所管する学校より提出された再評価票を県教育委員会に提出する。

9 補 則

この要項で定めるもののほか,実施に関し,必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この要項は,平成30年4月1日から施行する。

平成30年度 中堅教諭等資質向上研修 研修計画一覧

科目	番号	日数	やまなし教員等育品	뷫指標の分野	研修項目	研修内容		
必修1	1	0.5	学習指導	-	教科指導法	授業指導案、授業実践の様子を持ち寄り、効果的な授業方法についての助 言を受ける		
	2	0.5	学習指導	-	義務:地域の教育事情、 県立:異校種授業参観	義務:教育事務所が主催する交流会にて、異校種、地域の教育事情について情報交換を行う。 県立:異校種の研究授業参観を行い、自身の実践に生かす。		
. W 167 2	1	1.0	生徒指導	学級経営	学級経営に必要なコミュニケーション技術	学級経営に必要なコミュニケーション技術を実践形式で学ぶ。 65人程度、2日に分けて行う。		
必修2	2	0.5	生徒指導	道徳性の涵養	道徳性とその涵養方法	全校種の教員を対象に、道徳性とは、その涵養の方法等について、また、 学習指導要領の目指すもの等について講義を受ける		
必修3	1 0.5 特別支援教育 -				教育現場におけるユニバーサル・デザインの利用	全校種の教員を対象に、特別な配慮の必要な児童生徒の特徴と、ユニバーサルデザイン等の利用が、普通の児童生徒にもわかりやすい授業となることについて講義を受ける。		
	1	0.5	学校運営	教育課程	国および山梨県の教育施策	第3期教育振興基本計画、新学習指導要領、やまなし教員等育成指標の解説を行い、これから求められる教師像について学ぶ。		
必修4	2	0.5	学校運営	研修	学び続けることの意義	教員にとって、学び続けることの意義について講義を受ける。大学院研修参加者の報告を聞き、自身のキャリアステージを考え、長期間の研修計画を立てる。		
	3	0.5	学校運営	学校安全	危機管理	HUGの実習を通じて、学校の危機管理体制を考え直す。 研究協議では、学校でしておくべきことについて話し合う。		
必修5	1	0.5	新たな教育課題	選択	グローバル化、ICT活用、情報モラル から選択	総合教育センターで開催される、指定される研修を0.5日分受講する。		
必修6	1	1.0	学校運営	教育課程	カリキュラム・マネジメント	 教員免許状更新講習(必修領域)で代替可能 		
必修7	1	1.0	生徒指導 キャリア教育 新たな教育課題	-	生徒指導、キャリア教育、新たな教育課題から 1.0日分を選択受講	教員免許状更新講習(選択必修領域、旧必修領域)で代替可能		
必修8	1	1.0	学習指導	-	 教科指導に関わる研修を1.0日分受講 	教員免許状更新講習(選択領域)で代替可能		

平成29年度山梨県公立学校中堅教諭等資質向上研修実施要項

※平成28年度11月公布 教育公務員特例法改正に伴う経過措置

1 目 的

平成29年度中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、個々の能力、 適性等に応じて、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすこ とが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とす る。

2 対 象

平成29年度中堅教諭等資質向上研修の対象となる者(以下「中堅研修対象者」という。)は,国立及び公立の小学校,中学校,高等学校,特別支援学校の教諭等のうち,国公立又は私立学校で教諭等としての在職期間が,平成28年度末に10年に達した者とする。

3 実施方法

- (1) 所属校の校長は、中堅研修対象者の自己評価あるいは意見を参考にしながら、能力、適性等を評価し、評価票を作成し、それに基づいて研修計画案を作成する。
- (2) 校長から提出された評価票及び研修計画案が、中堅研修対象者個々の資質・能力の向上や得意分野を伸ばすものとなるよう、県教育委員会は必要な調整を行い、対象者個々の研修計画を決定する。
- (3) 中堅研修対象者は、原則として夏季・冬季の長期休業期間中に、研修計画に基づき、総合教育センター等における研修を15日間程度受けるものとする。
- (4) 中堅研修対象者は、長期休業期間中の研修において修得した知識や経験に基づき、主として所属 校内において、校長等の下、実際の授業実践を通した授業研究や教材研究、特定課題研究等の研修 を20日間程度行うものとする。
- (5) 校長は、研修終了後に個々の中堅研修対象者の能力、適性及び研修成果等を再評価し、再評価票を作成するとともに、その結果を以後の研修に反映し、対象教員の指導力向上に努める。

4 実施主体等

- (1) 中堅教諭等資質向上研修は、県教育委員会が実施する。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修は, 市町村(組合)教育委員会の協力を得て実施する。

5 実施体制

- (1) 県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修の実施に必要な指導・助言等を行う。
- (2) 校長は、中堅研修対象者の研修実施にあたり、適宜適切な指導及び助言を行う。

6 校内体制

- (1) 校長は、中堅研修対象者が総合教育センター等における研修を受けるにあたり、授業等の校務に 支障が生じないよう配慮すること。
- (2) 校長は研修実施にあたり、学校全体としての協力体制を確立すること。

7 提出書類等

- (1) 校長は、研修実施前に評価票及び研修計画案の作成を行い、所管する教育委員会に提出する。
- (2) 市町村(組合)教育委員会は、所管する学校から提出された評価票及び指導計画案を県教育委員会に提出する。
- (3) 校長は、研修終了後、対象者に係る再評価票を作成し、所管する教育委員会に提出する。
- (4) 市町村(組合)教育委員会は、所管する学校より提出された再評価票を県教育委員会に提出する。

8 補 則

この要項で定めるもののほか、実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年度 中堅教諭等資質向上研修会計画一覧

8種10研修会 小=3100番台,中=3200番台,高=3300番台,特=3400番台,養=3500番台,栄=3600番台

山梨県総合教育センター

No.	研修会名	S会名 校 研修番号 受講 回 実施期日 数 1 … 2		研修場所	研修内容		備考	実施主体							
必修 1	開講式研修会	小 3 中 3 高 3 特 3 養 3	101 201 301 401 501	共通	1	5/18(木) 午後	2	総合教育センター	3101 3201 3301 3401 3501 3601	②講	講式・オリエンテーション 演(高校教育課長) F修報告(教職大学院研修,企業の	F修)		開講式・オリエンテーションには、所属校の校長も出席する。(校長が出席できない場合は、教頭あるいは中堅教論等資質向上研修に携わる主任等が出席する。) (過年度対象者の所属校長は、出席の必要なし。)	高校教育課 (開講式・オリエンテーション) 総合教育センター (講演・研修)
必修2・3	教科·専門 I 研修会	中 3. 高 3. 特 3 養 3	102 202 302 402 502 6602	選択	2	7/27(木) 7/28(金) 8/10(木) のいずれか 1日 7/24(月) 7/27(木)	12/27(水) 午前 または 午後	総合教育センター	3102 3202 3302 3402 3502 3602	3966 3967	別教科指導の在9方, 学習指導3 6特別支援教育専門 I 研修会 7養護教諭専門 I 研修会 3栄養教諭専門 I 研修会	学作成	等	第1回(必修2)は日程は校種または教科・専門により 異なる。 第2回(必修3)は、午前は小・中、午後は高・特・養・ 栄を基本とするが、例外もある。	総合教育センター
必修4·5	教科・専門 Ⅱ 研修会	中 3: 高 3: 特 3 養 3	103 203 303 403 503	指定選択	2	6月~11月 6/16(金) 7/31(月) 8/ 2(水)	6月~11月 9月~11月 8/9(水) 8/8(火)	運営担当者が 指示する場所 総合教育センター ①総合教育センター ②県防災新館	3103 3203 3303 3403 3503 3603	1回	(四条県月グサビングー)	2回	授業実践交流 教科・専門指導研修 授業実践交流等 227保健学習授業改善 スポーツ健康課主管研修		教育事務所 甲府市教育委員会 総合教育センター 高校教育課 総合教育センター 総合教育センター スポーツ健康課
必修6	教育課題 研修会	中 3. 高 3. 特 3 養 3	104 204 304 404 504 604	共通	1	8/18(金)		総合教育センター	3104 3204 3304 3404 3504 3604		: 7:災害時危機管理研修, 生徒指導 2:310キャリア教育研修会	研修	(人権教育)	全員が310研修会を受講する。	総合教育センター
必修 7	教育相談 研修会	中 3. 高 3. 特 3 養 3 栄 3	105 205 305 4405 5505 6605	選択	1	①8/ 1(火) ②7/26(水) ③7/25(火) ④7/31(月) ⑤8/17(木) ⑥8/ 3(木) ⑦8/ 9(水) ⑧7/28(木)		総合教育センター	3205 3305 3405 3505 3605	教育相談研修 ①401教育相談基礎研修会 ②402学校現場で生かす教育相談研修会 ③4037リーフセラビー基礎研修会 ④404関係機関との連携について学ぶ研修会 ⑤405不登校問題に関する理論と実際研修会 ⑥406いじめ予防と解決に関する研修会 ⑦407アドラー心理学に基づく学級づくり研修会 ⑧408ストレスマネジメント研修会		①~⑧の内から,1研修会を選択する。	総合教育センター		
必修8	大学講座 研修会	中 3. 高 3. 特 3 養 3 栄 3	106 206 306 406 506	選択	1	①7/24(月) ②7/25(火) ③8/ 4(金)		①都留文科大学 ②都留文科大学 ③山梨大学	3106 3206 3306 3406 3506 3606	①39 習指 ③39	が開設する講座 915 〔都留文科大学〕②3916 〔都 i導) 911 (ワイン),3912 (就労支援), 913 (中国古典文学),3914 (特別5			都留文科大学2日,山梨大学1日の計3日間の内から,1日を選択する。 山梨大学については,午前・午後とも各1講座ず つ,計2講座を選択する。	総合教育センター
必修 9	他校種間 交流 研修会	中 3: 高 3:	107 207 307 407	選択	1	6月~11月		各自が依頼した場所	3107 3207 3307 3407	他校 る。)	種の授業参観及び研究会参加(受講者	介が管理職と相談して交渉す	養護教諭, 栄養教諭は対象外	総合教育センター
必修10	閉講式 研修会	中 3. 高 3. 特 3 養 3	108 208 308 408 507 607	共通	1	1/ 5(金)		総合教育センター	3108 3208 3308 3408 3507 3607		j:学校安全教育研修, 博学連携で : 講演(校種別2分科会), 研究協		種別4分科会),閉講式		総合教育センター (研修・講演) 高校教育課 (閉講式)